

平成28年3月17日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育委員長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成28年3月17日(木)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第10号 平成28年度寒河江市一般会計予算
- 〃 2 議第11号 平成28年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 3 議第12号 平成28年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 4 議第13号 平成28年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 5 議第14号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 6 議第15号 平成28年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 7 議第16号 平成28年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 8 議第17号 平成28年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 9 議第18号 平成28年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 10 議第19号 平成28年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 11 議第20号 平成28年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 12 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 13 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第14 議第21号 寒河江市情報公開条例及び寒河江市個人情報保護条例の一部改正について
- 〃 15 議第22号 寒河江市行政不服審査会条例の制定について
- 〃 16 議第23号 寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第24号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第25号 寒河江市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 〃 19 議第26号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第27号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 〃 21 議第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 〃 22 議第29号 寒河江市まちづくり寄附条例の一部改正について
- 〃 23 議第30号 寒河江市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
- 〃 24 議第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 〃 25 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 26 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第27 議第31号 寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について
- 〃 28 議第32号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 3 3 号 寒河江市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 〃 3 0 議第 3 4 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 3 5 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 3 6 号 寒河江市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 〃 3 3 議第 3 7 号 寒河江市立病院事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 3 4 議第 3 8 号 寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の制定について
- 〃 3 5 議第 3 9 号 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 〃 3 6 議第 4 1 号 平成 2 7 年度寒河江市立病院事業会計資本金の額の減少について
- 〃 3 7 請願第 1 号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願
- 〃 3 8 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 9 質疑・討論・採決

- 日程第 4 0 議会案第 1 号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について
- 〃 4 1 議案説明
- 〃 4 2 質疑・討論・採決
- 〃 4 3 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 2 0 分

委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○工藤吉雄議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、昨日 3 月 16 日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、議会案第 1 号奨学金制度の充実

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営

と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について、及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求についての2案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要になりますが、変更内容は日程第40から日程第43まで追加となるものであります。

追加案件の取り扱いについては、日程第39の後に、日程第40で議会案第1号を議題とし、日程第41で議案説明、日程第42で質疑・討論・採決を行います。次に、日程第43で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求についてをお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第10号平成28年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第20号平成28年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第12、予算特別委員会の審

査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

[石山 忠予算特別委員長 登壇]

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第10号平成28年度寒河江市一般会計予算、議第11号平成28年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第12号平成28年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第13号平成28年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第14号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第15号平成28年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成28年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第17号平成28年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成28年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第19号平成28年度寒河江市立病院事業会計予算、議第20号平成28年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日開催されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑に入りましたが質疑もなく、採決に入りました。

最初に、議第11号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第19号及び議第20号の7案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号、議第14号、議第15号及び議

第16号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**国井輝明議長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第10号、議第14号、議第15号及び議第16号の4案件を除く、議第11号平成28年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第12号平成28年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第13号平成28年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第17号平成28年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成28年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第19号平成28年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第20号平成28年度寒河江市水道事業会計予算の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はどれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第11号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第19号及び議第20号の7

案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号平成28年度寒河江市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成28年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成28年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第14、議第21号寒河江市情報公開条例及び寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第24、議第40号辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定についてまでの11案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第25、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

〔太田総務産業常任委員長 登壇〕

- 太田芳彦総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第21号から議第30号まで及び議第40号の11案件であります。

審査の都合上、議第28号の審査終了後に議第30号の審査を行い、その後議第29号及び議第40号の順に審査に入ることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第21号寒河江市情報公開条例及び寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「処分庁に対する審査請求を一旦行ってそれに不服だとすれば行政不服審査法に基づき上級審査庁に持っていくという2段階の制度そのものは変わらないのか」との問いがあ

り、当局より「これまでも市のほうに異議申し立てがなされてそれに不服の場合は市の特有の事務については上級庁が行わないのですぐ提訴ということになっていたわけです。ほとんど審査請求の事例はなく、一元化しても問題ないということで2段階でなくなりました。今後も審査請求があってそれに不服の場合は訴訟となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市行政不服審査会条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回の条例制定によって、委員5人以内ということで弁護士等の専門職の方と2人くらいは市民からという説明でした。一般市民の方々からの委嘱となると行政経験とか審査に当たった経験がある方とか限られてくると思う。元市職員で行政経験がある方となる場合、純然たる第三者機関とはならないのではないかとと思うが、その辺の考えを聞きたい」という問いがあり、当局より「審査請求が出るケースというのは福祉関係が多くなると思いますので、福祉関係の方をお願いするというのが1点、もう一つは税のほうの請求も多くなると思いますので、できれば固定資産評価審査委員会の女性の委員の方からと考えているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市職員の勤務時間、休

暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「平成27年度の6月、12月と平成28年の6月、12月の月数、勤勉手当の月数、期末手当の月数で割合が違うというのはなぜなのか」との問いがあり、当局より「27年度については通常、当年度については12月のところで調整をするということになっています。12月で上げて調整をしているということです。平成28年については通常どおり6月、12月に分けてならずというのが通例になっているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回の改正によって人事評価制度の導入に伴った勤勉手当は平成28年度6月支給の一時金、期末勤勉手当から反映という考えでよろしいか」との問いがあり、当局より「人事評価の本格稼働が28年からで、今は試行ですので28年6月ではできません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市まちづくり寄附条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第26、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第26号を除く、議第21号寒河江市

情報公開条例及び寒河江市個人情報保護条例の一部改正について、議第22号寒河江市行政不服審査会条例の制定について、議第23号寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市職員の退職管理に関する条例の制定について、議第27号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議第28号議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議第29号寒河江市まちづくり寄附条例の一部改正について、議第30号寒河江市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について及び議第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号及び議第40号の10案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第27、議第31号寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定についてから日程第37、請願第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願までの11案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第38、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第31号から議第39号まで、議第41号及び請願第1号の11案件であります。

審査の都合上、初めに議第31号、議第32号の審査を行い、その後に議第36号を審査し、次に議第33号、議第34号、議第35号、議第37号、議第38号、議第39号、議第41号、請願第1号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第31号寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「小中学校におけるいじめ等の実態は」との問いがあり、当局より「いじめの実態について学期ごとに調査しております。市内の



いじめの認知件数は今年度の第1期は小学校26件、中学校7件の合計33件です。第2期は小学校21件、中学校9件の合計30件です。第3期については調査中です」との答弁がありました。

委員より「いじめの内容は」との問いがあり、当局より「中学校では冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、これが一番多いです。小学校も同じ内容です」との答弁がありました。

委員より「いじめをどのようにして把握するのか」との問いがあり、当局より「まずは子供に寄り添うこと、常によく話し合い、何でも相談できること。保護者もいろいろな相談ができることが大事だと思います。アンケート調査も定期的に行い把握をしております」との答弁がありました。

委員より「再調査、専門委員会の一部非公開、公開についていじめを受けた当事者の保護者に対してはどうか」との問いがあり、当局より「保護者に対する情報を適切に提供する責任については経過報告等が適切な方法であることが望ましいとされており、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならないという規定もありますので、その点を踏まえて検討させていただきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この消費生活センターの設置場所と人数は」との問いがあり、当局より「寒河江市消費生活センターは既に平成25年4月1日から設置されております。このたび、法律改正によって条例制定が義務化されたものです。設置場所は市役所内です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市立病院事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市立病院の地方公営企業法全部適用に伴って、これまでの運営方法との端的な違いは」との問いがあり、当局より「地方公営企

業法第9条に定められておりまして、病院企業職員の任免、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する事項や予算の原案の作成に関する業務あるいは説明に関して病院管理者が行う。資産の取得、管理、処分に関すること、契約の締結に関することなどが権限になります」との答弁がありました。

委員より「地方公務員法とのかかわりではどうなるのか」との問いがあり、当局より「職員の身分は市職員ということで変わりございませんので、地方公務員法の適用は受けるということになると思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「事業管理者の報酬について」の問いがあり、当局より「新たに来ていただくとしている事業管理者については、今現在の給与総額よりは当然上回る必要があるということで積算しております」との答弁がありました。

委員より「最初の管理者との契約は何年をめぐりにしているのか」との問いがあり、当局より「特別職ということで4年間です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「病院企業職員の給与について」の問いがあり、当局より「市長の答弁にもありましたように、病院企業職員であっても一般職員と同じような取り扱いをしていくとの考えのもの

とに今現在の給与規定につきましても同じようにつくっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号平成27年度寒河江市立病院事業会計資本金の額の減少についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「資本金を減少するというものと欠損金のかかわりについて」の問いがあり、当局より「今回資本金を減額したとすれば処分後の資本金の残額が約6億7,700万円になります。未処理欠損金につきましてはゼロに見込めます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願を議題とし、担当書記による請願朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「この請願書に書いてあるとおり、奨学金そのものに利子がついていること自体教育という面から考えればおかしい。元金が返せないで利子から返していく、元金は減っていない。それに保証人までつけてという状況がある。ぜひ請願を採択していただき、請願事項にあるような形で国に進めていただくようお願いしたい」との意見がありました。

委員より「おおむね願意妥当ではあるが一部気になるところがある」との意見がありました。

自由討議の後、討論を終結して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第1号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 1点だけ御質問をさせていただきたいと思います。

請願第1号の奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願の意見書提出についての委員会での議論の内容で今御報告にもあった一部字句の修正があったということでした。

先ほど配られた意見書のところ、2番に当面この低利子時代にあり貸与型奨学金は無利子として所得に応じた無理のない返済制度を導入することということだと思いますが、ここの最初の当面ということと、この低利子時代にありということとで字句が挿入されたと思うんですけども、このところというのはどんな意味があってここに修正されたのか、委員会での議論などを詳しく教えていただければと思います。

○**國井輝明議長** 遠藤委員長。

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 請願事項の2の箇所が自由討議、そして自由討議にもより活発に意見が交わされまして、結果的に当面この低利子時代にあり貸与型奨学金は無利子としという低利子時代にありという文言をぜひ入れてほしいという強い意見がありました。その主な理由としては、この文言がないと余にも内容が強い内容となっているのではないかと。それから、滞納額、滞納しているそのことを滞納したまましていくのはおかしい。借りたものは返すべきであって、この低利子時代にありという文言を入れてその上で貸与型奨学金は無利子としとすべきでないかという意見が出されました。

それと同時に、奨学金という性格からすればこのような文言を入れるべきではないという意見も出され、活発にこの点について議論されましたけれども、結果的に低利子時代にありという文言が入ったという経過でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 再質問させていただきますが、この部分が出てくると今、日銀ではマイナス金利をとって今そういう金融政策が行われているわけですけれども、プラス金利というかもとに戻ったありあるいは高利子時代になったときには、仮にそうなった場合には2番の趣旨というのは、項目というものは生かされなくなるのではないかと強く疑問が持たれます。

しかも、私も子供を大学に3人ほど出しましたけれども、非常に経済的負担というものは今も抱えておりますし、きょう傍聴に来られている方も学生さんもいらっしゃいますけれども、非常に教育費負担が厳しいということで今回の給付型奨学金を導入すべきというところで請願があったんだと思うんですが、その請願の趣旨からちょっと別な方向に行ってしまうんじゃないかと懸念されるんですが、その辺はどのような議論になったのでしょうか。

○**國井輝明議長** 遠藤委員長。

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 奨学金の持つそもそもの性格からして、そもそも請願事項の1番目に掲げているように給付型奨学金制度を導入し、高校を含めて拡充することと、それが一番の目標であるけれども、当面は先ほど紹介議員といたしますか、委員の意見にもありましたように本来奨学金は利子をつけて貸すべきものではない、給付型になる間の当面の間は無利子としてほしいと、低金利時代にあつてという、低利子時代にあつてということを入れるべきではないという意見が出されました。

ですけれども、今の今、渡邊議員が言ったようなこと、これが利子が高利子になっていった

場合は願意が損なわれるのではないかという意見ももちろん出されました。ですけれども、やはり低利子時代にありという文言は入れるべきだという意見が多く、このような結果となりました。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第31号寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について、議第32号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第33号寒河江市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、議第34号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第35号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議第36号寒河江市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、議第37号寒河江市立病院事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第38号寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の制定について、議第39号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議第41号平成27年度寒河江市立病院事業会計資本金の額の減少について及び請願第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願の11案件を一括して採決いたします。

ただいまの11案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

11案件は委員長報告のとおり決することに御

異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、確認いたします。渡邊議員、何号議案に対してですか。

○**渡邊賢一議員** 議第37号と議第38号と議第39号の3議題については個別に採決をお願いします。

○**國井輝明議長** それでは、御異議がありますので、初めに異議のなかった議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号、議第41号及び請願第1号の8案件について一括して採決いたします。

ただいまの8案件について委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号、議第41号及び請願第1号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、御異議のありました議第37号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第40、議案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第41、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第42、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

- 國井輝明議長** 次に、日程第43、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましてはお手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって各委員長の申し出のとおり決しました。

## 閉 会 午前11時15分

- 國井輝明議長** これにて平成28年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。